

無線 LAN 作業班設置要綱

平成 9 年 2 月 1 8 日
第 1 0 回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 1 8 条の規定に基づき、「小電力データ通信システムの無線局の無線設備標準規格」（R C R S T D - 3 3）等の通信プロトコル等の検討を行うため、無線 LAN システム作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、R C R S T D - 3 3 等の改訂等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。